

保護者 様

県立はまなす特別支援学校長

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。（出席停止の期間は、欠席になりません。）

区分	病名等（該当を○で示す）	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう	治癒するまで ※ 新型コロナウイルス感染症は登校許可証不要
	南米出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱	
	急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群	
	鳥インフルエンザ(H5N1) 新型コロナウイルス感染症	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※ 登校許可証は不要
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・（ ）		

切り離さないで提出してください。

登 校 許 可 証

県立はまなす特別支援学校長 様

部 年 氏名

上記の疾患については、他の児童生徒に感染するおそれなくなったため、登校を許可します。

1 診断日 令和 年 月 日

2 登校可能日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関・医師氏名